

夜間預金金庫規定

1. (利用目的)

この夜間預金金庫（以下「夜間金庫」という）は、当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため、組合の休業日及び営業日の営業時間外に利用することを目的とする。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する、3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から一年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

3. (使用料)

- 夜間金庫の使用料及び入金袋使用料は、別途当組合で定める「手数料料率表」記載の金額一年分を前払いするものとし、毎年4月1日に利用者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間中の使用料は契約時に契約日の属する月を1ヶ月として、その月から月割計算により支払って下さい。
- 使用料は諸般の情勢により変更する事があります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (利用方法)

- この夜間金庫を利用する時は、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当組合所定の入金票および通帳等とともに当組合所定の入金袋（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入して下さい。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入して下さい。
- 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ利用記録票を受け取って下さい。

5. (預金への受入処理)

- この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、翌営業日に当組合所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、速やかに入金金額を確認して下さい。
- 前項の取扱にあたり、入金票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、指定口座への受入金額は当組合で確認した金額によるものとします。

6. (入金袋の返却)

入金袋ならびに通帳等は当組合の受入手続き終了後返却しますので窓口営業時間中に来店のうえ受取って下さい。

7. (鍵の保管等)

- 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行って下さい。
- 入金袋の鍵正副二個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当組合が保管し入金袋の開閉に使用します。

8. (鍵、入金袋の喪失、毀損)

投入口鍵、入金袋及び入金袋正鍵を失った時または毀損した時は、直ちに当組合に届出、所定の手続きをして下さい。なお、この場合修理費再製費または錠前等の取替に要する実費を負担して下さい。

9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当組合は責任を負いません。

10. (解約等)

この契約は、本人または当組合の都合によりいつでも一時中止または解約する事ができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵、を直ちに当組合に返却して下さい。

11. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当組合当座勘定規定、総合口座取引規定等の該当する預金規定により取扱いします。

以上

2023年4月1日現在